

再審無罪事件につき検察による公訴追行について国賠法上の違法が認められた例

【文 献 種 別】 判決／熊本地方裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 3 月 14 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 766 号
【事 件 名】 松橋事件国家賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（原告控訴）
【参 照 法 令】 国家賠償法 1 条・4 条、刑事訴訟法 1 条、検察庁法 4 条
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25574199

成城大学教授 指宿 信

事実の概要**1 事件**

1985（昭和 60）年 1 月 8 日に、熊本県下益城郡松橋町（現在の宇城市松橋町）に居住する被害者が自宅で刺殺されているのが発見された殺人事件について、同町に居住する X が任意で連日の取調べを受け、ポリグラフ検査で反応が出たと告げられ犯行を自白し、逮捕、起訴された。X は第 1 回公判で罪状を認めたが第 5 回公判期日の被告人尋問で犯行を否認、以降一貫して無実を主張した。X と犯行を結びつける物的証拠は何もなかったが、一審熊本地裁は X 宅にあった切り出し小刀を凶器として認定し、懲役 13 年の刑を言い渡し、1990 年に最高裁が上告を棄却し確定した。

2 再審請求

2012 年、X について成年後見の申し立てがなされ、これが認められたことから後見人によって再審請求がなされた。2016 年 6 月 30 日に熊本地裁が再審開始決定（判時 2368 号 97 頁）を行った（特別抗告棄却により確定）。請求人側は自白の任意性信用性を弾劾する新証拠を複数提出したが、決定的であったのは、自白では小刀に巻いて使い犯行後に燃やしたとされるシャツが完全な形で見つかったもので、これは検察から任意に開示された証拠であった。2019 年 3 月 28 日、熊本地裁は X に対して「被告人が被害者殺害の犯人であることを示す証拠はなく、被告人が被害者を殺害したとは認められない」として無罪の判決（判時 2481 号 93 頁）を言い渡した（上訴放棄により確定）。

3 国賠訴訟の提起

本件訴訟は無罪判決を受けて 2020 年 9 月に提訴されたものである。X は国賠提訴後の 2020 年 10 月 29 日に死去したため遺族が承継している。

判決の要旨**1 原告の主張**

原告側は本件提訴にあたり、①警察検察が X に対して任意捜査の限界を超える取調べをした違法、②逮捕後の執拗な自白の詳細を求めた警察検察による取調べの違法、③通常求められる捜査を懈怠した違法、④検察の本件公訴提起の違法、⑤検察の本件公訴追行の違法を根拠に、約 85 百万円の賠償を求めた。

2 裁判所の判断

熊本地裁は概要次のように判断した。

(1) 任意捜査の限界を超えた取調べについて

13 日間のあいだに 9 回の任意取調べ（食事や休憩を含んで合計 74 時間）が行われたが、X が犯行直前の 1 月 5 日の夜に被害者宅で知人 2 名を交えて 4 名で食事をした際に、被害者と口論をしたことや従前から両者の関係が良好でなかったという事実等に照らすと、X に一定程度の嫌疑があったこと、取調べに当たった警察官が X に対して暴力や恫喝に及んだり偽計を用いた取調べを行った事情がないこと等から原告の主張を退けた。任意取調べ中に X に対してポリグラフ検査結果回答書の検査結果が嫌疑を裏付けているとして追及した点に関しては、裁判所は、同検査結果が最高裁判例によって捜査当時肯定されていたことを根拠に

取調べの適法性が否定されないとした。

(2) 逮捕後の取調べについて

熊本県警の警察官らがXの迎合的な性格を利用して、強い誘導を用いて従前の供述を変更させ虚偽の自白を創出したという原告の主張に関し、Xの当初供述（殺害時に用いた軍手を大野川に捨てたという内容）に基づいて行った4度にわたる捜索で発見されなかった事実等を根拠に、当時の追及が取調べの手法として不適切であるとはいえず、捜査状況に関して虚偽情報を告げたり供述変更を強要したりした事情が認められないことを理由に誘導を認めるに足る根拠がないことから「従前の供述を維持するかどうかを（Xが）自分なりに熟慮した結果」供述が変更されたと見るのが合理的であるとして違法はなかったと断じた。

(3) 捜査の懈怠について

原告は(a)犯行に利用したシャツの袖片に関する捜査、(b)犯行日とされる日時後に被害者を目撃した第三者供述の裏付け捜査、(c)犯行現場に存在したミカンの購入日時に関する捜査を怠ったと主張したが、裁判所は、(a)についてはX宅を2度にわたって捜索しておりそれ以上の捜索をする状況になかったなどとして、(b)については目撃証言の曖昧さ、記憶違いの可能性を否定できないことや被害者との関係が疎遠である事情等から捜査の必要性は低かったとして、(c)についても、犯行日とされた日時以降に被害者がミカンを購入したとの原告側の主張に関して、購入先商店の帳簿等を確認しなければならなかったとはいえないとして、いずれも違法がないと退けた。

(4) 公訴提起の違法について

裁判所は、Xに対するポリグラフ検査（対象質問法）において顕著な特異反応が見られたことや緊張最高点質問法においても顕著な特異反応があり、Xが自宅にあった百科事典でルミノール反応の項目を調べたという供述を裏付ける証拠（該当ページの指紋の符合結果）がありこれらが自白の信用性を裏付けと考えられたこと、また、Xの自白が犯行状況や犯行後の状況等を極めて詳細かつ具体的に、しかも自ら積極的に指示・説明していることから自白に信憑性があると考え得た状況であったこと、別罪についても自ら供述しており本件自白も合わせて行われたとしても不合理であると評価すべきであったとはいえず、控訴審や上告審でも有罪判決が維持されたことを踏まえ、公

訴提起が違法であったとはいえないと判断した。

(5) 公訴追行の違法について

裁判所は、芦別国賠事件上告審判決（最判昭53・10・20民集32巻7号1367頁）を引用して、「合理的判断過程により有罪と認められる嫌疑があるとは判断できない状況に至った場合において、そうであるにもかかわらず、検察官が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公訴追行をしたと認められるときは、当該公訴追行は、国賠法上違法であるというべき」との規範を立て、熊本地検が熊本県警からXの供述を前提とすれば焼却済みであったはずの本件シャツが残存している事実を把握していたと推定されること、それを前提にするとXの自白に矛盾が生じXが行った供述は体験に基づくものではなく小刀に布を巻きつけたという事実は存在しなかったとの疑念が当然に生じるはずで、そのような疑念を抱いてしかるべきであったとして、確定審第一審検察官論告時には、公訴提起時点と異なり捜査段階におけるXの自白に信用性があることを前提とした論告を維持することはできない状況であったと認定した。その上で、「検察官が公益の代表者として訴訟において裁判所をして真実を発見させるため被告人に有利な証拠をも法廷に顕出することを怠つてはならないことはその国法上の職責である」とした最決昭34・12・26刑集13巻13号3372頁（以下「34年決定」という）を踏まえると、「本件袖片残存の事実の存在を前提とすることなく、その審理が継続していた以上は、上記のような職責を負う検察官としては、裁判所において、本件袖片残存の事実が明らかになったことを前提とした審理・判断がなされるよう、個々の訴訟行為をなすべき注意義務があったというべき」とし、本件公訴追行に違法があったと認定した。

(6) 賠償額

裁判所は、身体拘束期間中の逸失利益（26百万円）ならびに精神的慰謝料（25百万円）を認めたもののこれらは刑事補償の給付（6千万円）で補填されるとし、仮釈放後の逸失利益（16百万円）と精神的慰謝料（5百万円）、弁護士料（2百万円）合計23百万円を認めるに止まった。

判例の解説

本稿では、判決が違法を認めなかった警察によ

るポリグラフ検査結果の利用と、検察官の違法を認めた点に絞ってコメントしたい。

一 ポリグラフ検査結果の利用について

判例はポリグラフ検査結果の証拠能力についてはこれを肯定するが¹⁾、その証明力については限定的と解したり証明力に疑問を示したりした裁判例を確認することができる。例えば、「分析結果の証明力は限定的であって、本件自白調書の信用性を高度に保障するとはいい難い」(高知地判平24・3・7裁判所ウェブサイト)、「対照質問法について信頼性に欠ける」(浦和地決平元・10・25判時1331号161頁)、「被告人に対するポリグラフ検査の結果の証明力は極めて低いものといわざるを得ない」(広島高判昭56・7・10判タ450号157頁)などがある。また、ポリグラフ検査結果を利用して得られた自白について任意性を否定した裁判例も存在する²⁾。布川事件再審開始決定(水戸地土浦支決平17・9・21LEX/DB28135321)では、取調官が虚偽の結果を被疑者に示唆した可能性を否定しないとしていたし、同事件再審無罪国賠の控訴審判決(東京高判令3・8・27判時2578号9頁)は、捜査官が「お前が言っていることは嘘と出た」などと虚偽の検査結果を告げて自白に追い込んだ行為を認定し違法と判断した。

ポリグラフ検査結果の証拠能力を否定しつつ取調べでの利用が認められている米国では³⁾、ポリグラフ検査結果について虚偽の情報を与えたり、結果の信用性を誤認させるなどして虚偽自白が誘発された事例が複数確認されている。その中でも有名なケースが「ノーフォーク・フォー」事件である。1997年にバージニア州海軍ノーフォーク基地に駐留していた元海軍軍人4名がレイプと殺人の罪で取調べを受け、ポリグラフ検査について嘘の結果を告げられて自白し有罪判決を受け、後に冤罪であることが明らかになったケースである⁴⁾。そうしたことから、2019年、ハワイ州最高裁では、虚偽のポリグラフ検査結果を取調べで被疑者に提示することを違法と判断している⁵⁾。

本件は布川事件に続き、ポリグラフ検査結果が告知されその後自白に追い込まれた後に犯人性が否定された日本でも2番目の事例といえよう。日本におけるポリグラフ検査の実情についての検討は本稿では省略するが、警視庁科捜研でポリグラフ検査実務を担当した越智は、検査目的を①犯人

である可能性がある人物が複数いる場合に絞り込む、②被疑者の容疑を確認する、③被疑者が犯行を否認している場合に自供に追い込む、の3つに分けている⁶⁾。本件でXは13日間任意取調べを受け、11日目にポリグラフ検査が行われ、自白すると約束するまで帰宅を許されず、13日目に自宅での取調べにおいて自白した。越智の分類でいう③に当たるケースだろう。越智はこの③について「大変危険な方法であり、誤った使い方である」と評している。さらに「取調べが進んだ後でのポリグラフ検査は正確な判定が困難になる」と警鐘を鳴らしている⁷⁾。

本判決は、最高裁判例や下級審裁判例で検査結果回答書の証拠能力が認められていることを理由に「適法性が否定されるものとはいえない」としたが、本件再審開始決定等に照らして安直過ぎよう。検査の使用目的や検査結果の使用法の妥当性についてより深く専門的な観点から検討を加えるべきであった。

二 検察の義務について

布川事件再審無罪国賠一審(東京地判令元・5・27判時2578号45頁)では、被害者宅前路上で原告を見たとする目撃証言に関わる捜査報告書の開示を弁護人から求められたのに対してこれを怠った検察官の行為が違法と判断された。法令上検察官の証拠開示義務に関わる明文規定は存在しなかったが、裁判所は、刑訴法1条と検察庁法4条を手掛かりに、捜査当時においても「検察官は、公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負っているものというべきであるから、検察官の手持ち証拠のうち、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わずに法廷に顕出すべき義務を負う」との規範を定立している。そして「具体的に開示を請求する証拠が特定された証拠開示の申立てがあったような場合には、その重要性の程度、証拠を開示することによって生じる弊害の内容及び程度等に照らし、開示をしない合理的理由がない場合には、検察官は、その証拠の開示義務を負う」(傍点筆者)と判示した。布川国賠では原告が証拠開示を請求していた場合の検察官の不開示対応が問題とされていたからである⁸⁾。

他方、本件では上述の小刀に巻いたシャツに関わる証拠開示要請が弁護人被告人からなされてい

たわけではない。シャツの袖片の残存事実を認識した時点で「検察官としては、裁判所において、本件袖片残存の事実が明らかになったことを前提とした審理・判断がなされるよう、個々の訴訟行為をなすべき注意義務があったというべき」であるとして、公訴追行時には、起訴時からの事情変更を踏まえた対応が求められるとの判断を示し、その根拠として、上で紹介したように34年決定を引用している。一方、布川国賠では同決定を判文中に明示していない（原告側準備書面では明示されている）。本判決が34年決定を挙げた理由としては、前者では被告人・弁護人からの開示請求が先行し「開示に応ずべき義務」の有無が問題とされていたのに対して、後者ではかかる請求がない場合においても検察官には新たな事実（証拠）の出現によって客観的見地から公訴を取り消したり、公判廷に当該証拠を顕出したりする「証拠関係の変動に応じた訴訟行為をとる客観義務」が問題となっており、それを判断するための規範を必要としたからではないか。

無罪方向証拠の開示義務は、当事者主義の母法であるアメリカ法でも最高裁ブレディ判決⁹⁾によって確立されている。もっとも同判決も、「弁護側の要請があれば」という留保を付けており、その後の米国法制でも開示請求への応答義務として位置付けられている。そうした枠組みは21世紀に入って我が国で構築された公判前整理手続においても踏襲されている。

けれども、無罪方向証拠の開示義務は被告人・弁護人からの請求の有無とは本来は無関係な職務上の義務と捉えるべきではないか¹⁰⁾。実際、米国の検察官倫理規定はブレディ判決よりも広く、被告人・弁護人からの請求の有無に関わらず無罪ないし罪刑軽減方向の証拠を開示する義務を定めている¹¹⁾。我が国でも、本判決のいう公判中の注意義務を通常審において検察官にいかに行わせるかという取り組みが求められているよう。

おわりに

2000年以降、再審無罪国賠判決は8件を数えるが、その中でも検察の違法を認めたケースは布川事件国賠一審と本判決だけである。それだけ検察官の活動について国賠法上の責任を迫及することの困難さがわかる。警察捜査については犯罪捜査規範や各種の裁判例に照らした規範の定立が容

易である一方、検察については国賠法上の違法判断の根拠となる職務行為時の規範定立が難しいというのが原因のひとつと思われる。この点、34年決定を手掛かりにしながら公訴追行に違法ありとした本判決は布川再審国賠一審と並んで貴重である¹²⁾。紙幅の関係で検察官の客観義務一般について論じる余裕がないが、今後、検察官が各訴訟段階で採るべき行為規範（まさに客観義務）をさまざまな国賠訴訟を通じて一つ一つ積み上げていく必要があるだろう。

●——注

- 1) 最決昭43・2・8刑集22巻2号55頁。
- 2) 東京高判昭38・4・9判時340号75頁。なお、最決昭39・6・1刑集18巻5号177頁も参照。
- 3) アメリカ心理学会は、ポリグラフ検査が正確な欺瞞検出ツールとして有効であることを示す十分な根拠がないという立場を採る。American Psychological Association, The Truth About Lie Detectors, (Aug. 5, 2004). 詳しくは小早川義則「ポリグラフ検査結果の許容性」名城ロー15号（2010年）1頁等参照。
- 4) 2017年にバージニア州知事が4人全員に絶対的恩赦を付与し、彼らの氏名が前歴者名簿から削除された。詳しくは、Tom Wells & Richard A. Leo, The Wrong Guys: Murder, False Confessions, and the Norfolk Four (New Press 2008), 「The Confessions, Season 2020, Episode 16」<https://www.pbs.org/video/frontline-the-confessions/>（2025年8月18日閲覧）参照。
- 5) State v Matsumoto, 145 Hawaii 313; 452 P3d 310 (2019).
- 6) 越智啓太「ポリグラフ検査をめぐる神話と実像」指宿ほか編『シリーズ刑事司法を考える 第2巻 捜査と弁護』（岩波書店、2017年）143頁。
- 7) 同156頁。
- 8) 拙稿「検察官手持ち証拠の開示につき国賠法上の違法が認められた事例」新・判例解説 Watch（法セ増刊）26号（2020年）205頁参照。
- 9) 三明翔「憲法上要求される証拠開示：合衆国最高裁におけるBrady法理の形成と展開」中央大学大学院研究年報39号（2010年）229頁等参照。
- 10) ブラディ判決の実効性を確保する米国の取り組みを描いた論稿として、三明翔「合衆国におけるBrady法理に基づく証拠開示の実効性確保に関わる近年の動向」法学新報129巻6＝7号（2023年）273頁参照。
- 11) ブルース・グリーン&ピーター・ジョイ「アメリカ合衆国における検察官の証拠開示義務」法学研究（一橋大学）13巻2号（2014年）525頁、拙著『証拠開示と公正な裁判〔増補版〕』（現代人文社、2014年）第3章参照。
- 12) 検察官の無実方向証拠開示義務を論じた拙著参照。第5章の扉には34年決定の文言を掲げる。